

平成21年東紛第18号事件

申立人 橋 子

相手方 正 野 嘉 人

準備書面 1

平成21年3月27日

東京弁護士会紛議・調停委員会 御中

相手方 正 野 嘉 人



相手方は、申立人の平成21年3月21日付「申立追完と答弁書への回答書」に対し、以下の通り反論する。

第一 同「第一」について

「すべて棄却する」との決定を求める。

但し、答弁書での「但し」以降は維持する。

第二 同「第二」について

1、同「1」について

(1) 前段について

申立人自らが自白しているように、相手方は相談者を助けられたら⁽⁸²⁾
らと思って、方針と条件の提案を行っただけである。その複数の弁
護士の提案の中から、相手方を選択して、まさに「応募」したのが
申立人の方である。⁽⁸³⁾

(2) 同「(1)」について

原告の交通事故の件を話したのは、医師の「意見書」が重要であ
ることを説明するためにすぎず、「憤懣やるかたない」様子など示し
ていない。⁽⁸⁵⁾

もちろん、申立人の方から「相手方の健康についての確認・打診」
などは一切なかった。⁽⁸⁶⁾

また、申立人自身が自白しているように、初回面会時から「申立人は新座志木中央病院への不信の念を繰り返して表明していた」⁽⁸⁷⁾ のであり、だからこそ相手方も「病院には協力して貰わなければならないから怒らせない方がよい。」⁽⁸⁸⁾ とわざわざ念を押してなだめなくな
なくなったのである（このこと自体が、申立人の同病院への不信感・怒りの強さを明白に裏付けている）⁽⁸⁹⁾。申立人がしょっぱなから「病院を提訴する件」まで持ち出したことも、その明白な証左である。⁽⁹⁰⁾

更に、相手方が上記のように「病院には協力…方がよい。」などと述べたこと自体が、これまでの主治医である同病院に今後も協力してもらおうべきと考えていたことを明白に裏付けており、従って、「いちらは病院に是非行かせよう」などと考えていたはずもないことが、このことによっても裏付けられると言わざるをえまい。⁽⁹¹⁾

それでも、申立人が繰り返し同病院への不信感を訴え、期待する協力は得られるはずがない旨強く訴えるので、相手方は「もし協力が得られなかったら、別の医師を捜すしかないが、普通は事故後継続して診察していない医師は協力してくれないことが多い。もしどうしても見つからなかったら…」⁽⁹²⁾ という前提を述べた上で、協力してくれるかもしれない病院としていちらは病院のことを持ち出したにすぎない。⁽⁹³⁾⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾

申立人も、この日は「いちらは病院へ行ってみる」とは述べていない。だからこそ紹介状も書いてないし、連絡もしていないのは当然である。⁽⁹⁶⁾

その後、申立人から「いちらは病院に行ってみる」との連絡が入ったので乙11を送付したものである（この文言を今良く見ると「事後になってしまい…」とあるので、もしかしたら「いちらは病院に行った」という事後連絡が申立人からあったのかもしれない）⁽⁹⁷⁾。いず⁽⁹⁸⁾

れにしる、「3月7日に行く」などということは、事前に連絡は一切受けていない。⁽⁹⁹⁾乙1の文言を見ても、いちほら病院との間に特別の金銭的利害関係などは何もないことは明らかで、申立人が相変わらずそのような誹謗・中傷を続けている点は、許し難い。⁽¹⁰⁰⁾謝罪すべきはどちらか？

(3) 同「(2) ないし (4)」について

いちほら病院でのやりとり等についてはいずれも不知。

なお、上記のようにいちほら病院については「有用な意見書等が得られるかもしれない。」ということで紹介したにすぎず、医師に対して結果や料金を指図することなどできるはずもなく、「対応不足」なる非難も全く的外れは明々白々である。⁽¹⁰¹⁾

単に、「今回はいちほら病院では有用な結果が得られなかった」というにすぎない。しかも、平林医師の言う通り頸椎の手術をすれば今より良くなったかもしれない（医師でない申立人にも「そうではない」とは言い切れないであろう）⁽¹⁰²⁾のであり、それを拒否したのは申立人自身の選択であって、相手方には何の責もないことも、言うまでもない。

なお、相手方自身の交通事故の際、当然最初はいちほら病院まで出向いて（2回）、MRIも取り直し、診断も受けて、「自賠責保険後遺障害診断書」は2回目の診断日に交付を受けてその場で文書料も診察料と共に支払っており、⁽¹⁰³⁾従って、甲27の4のような振込依頼書も存在しない。それに基づく最初の等級認定が14級だったので、改めて意見書を書いてもらった時には、電話で依頼して作成後送付してもらったので、甲27の4の振込依頼書が同封してあったので⁽¹⁰⁴⁾ある（よって、これは意見書の文書料に外ならない）。⁽¹⁰⁵⁾

(3) 同「(5)」について

既に 3 月半ば頃から、申立人より電話で「いちほら病院」への不満の申出が来て、「いちほら病院に協力を求めたくない。やめたい。」旨の申告があったので、「それならこれまでの主治医である新座志木中央病院に協力してもらおうしかない」旨申し述べて、面会の約束を取り付けるよう依頼したものである。その後もいちほら病院を受診していたことは全く聞いておらず（乙 2 でも意見書の「料金」の件しか書かれておらず、4 月 5 日もその件で交渉しに行くのかと思っていた）、甲 16 の F A X は確認の通知としか受け止めていない。

また、3 月 24 日の同病院の同行につき「1 万円の⁽¹⁰⁷⁾実費 (?)」など請求したことすらなく、これまた悪質なでっちあげである。請求又は支払の証拠があったら示されたい。⁽¹⁰⁹⁾

(4) 同「(6)」について

同病院への同行前に、申立人との再面会は行っていない（甲 28 の 1・2）。⁽¹¹⁰⁾

従って、甲 17 についてのこのようなやりとりもありえない。ここまで悪質なでっちあげには、怒りも通り越して、あきれ外はない。

なお、申立人がここでも口を滑らせて、同病院の誤診の件や同病院を訴えたい希望を繰り返し明記している点にも、申立人の同病院に対する基本的態度（医師に会えば食ってかかりかねない）が明白に現れていると言わざるを得ない。⁽¹¹¹⁾

また、申立人は相手方への相談・教示を受けた後に自ら行った異議申立においてすら、自己に明白に不利な乙 6 を添付して行っており（乙 18 の 2）、ましてそれより前に自分だけで紛争処理機構に対して調停の申立をした際には、なおさら「交通事故紛争の闘い方も全く理解していなかったこと」は言うまでもなく、仮に「その調停申立の際に乙 6 を添付した」というのが勘違いだったとしても（乙⁽¹¹²⁾⁽¹¹³⁾⁽¹¹⁴⁾

22のメールに添付して送られてきた資料には明確な添付書類一覧表はなかったので、同様だと思ったにすぎない、結論に差異はない。

更に、3月24日には相手方も杖を持っていたものであり、申立人から理由を聞かれて「持病の椎間板ヘルニアが悪化して」と説明もしている。入院の件は（医師から手術すれば良くなると言われていたこと⁽¹¹⁵⁾もあって）わざわざ話はしていないが、そのヘルニアの件についても申立人から不安の表明も何もなかった（むしろ自分の痛み⁽¹¹⁶⁾の方で頭が一杯のようであった）ものである。そもそも2日後に手術を予定している者が、「元気一杯で歩ける」はずもないことは常識⁽¹¹⁷⁾上も明らかであろう（もしそうなら、3週間近く入院して手術するはずがない）⁽¹¹⁸⁾。

なお、4月9日には退院し、その後は10月半ばすぎまでは痛みも全く出ずに問題はなかった以上、「受任に支障」もなかったのであり、そもそも「元気一杯で一切急病等がありえない体でない限り受任してはならない」かのような申立人の主張自体が失当であることは⁽¹¹⁹⁾明々白々である。

(5) 同「(7)」について

第1に、タクシーの中で相手方が「圧迫骨折については根拠がない」などと言い出した事実はない。これもまた悪意あるでっち上げである。⁽¹²⁰⁾

第2に、既述の通り、左腰から左下肢にかけての激痛、しびれにより2日後に手術を控えている身で、「急激に車のシートから跳ねる仕草」等などできるはずもなく、よくもまあここまで悪意ある捏造ができるものとあきれて開いた口が塞がらない。⁽¹²¹⁾

第3に、被告も自白しているように、当日相手方は申立人に対し「（医師を怒らせないように）極力黙っているよう⁽¹²²⁾お願いしていた」⁽¹²³⁾



のであって、「診断「圧迫骨折の疑いあり」との説明書も相手方が申立人に指示して示させ、医師と話をしたのも相手方である。わざわざ弁護士が予約を取らせて病院から抜け出してまで面会に行っているのに、「事故の結果であるとの確証がない」などと医師が言い出しただけで、「黙ってしまう」はずもない。答弁書でも繰り返し述べているように、このような医師の言辞はむしろ常態であって、予想がつく答弁であり、それをいかに説得して因果関係についても記載させるかこそが、弁護士の役目である。申立人自身が、3月4日の最初の面談時に相手方が「医師の意見書が必要である」とか「後遺障害診断書を書き直させなければならない。」旨繰り返し明言していたことを自白している点にも、そのこと（相手方が医師を説得して書き直させるつもりだったこと）は明白に現れている。⁽¹²⁴⁾⁽¹²⁵⁾⁽¹²⁶⁾

また、乙7の新しい（日付も後の）「後遺障害診断書」を提出すれば、甲10は効力を失う（そもそも根拠にすること自体がおかしい）以上、本来はそれに加えて甲10自体を訂正してもらうことまでは不要なはずである。その後の異議申立に対するあいおい損保の回答（乙11の1・2）⁽¹²⁸⁾は単に自己に都合の悪い乙7をあえて無視して、古い甲10を根拠にこじつけたごまかしにすぎない（だからこそ、その点を明確にするために、申立人にも乙12の1による照会をさせたのであり、答弁書や申立人に対するメールでも「こじつけ・ごまかし」と明記しているのである）。よって、病院訪問時（3月24日）にも、新しい後遺障害診断書を書いてもらえとの話だったので、甲10自体を訂正してもらう必要はないと判断しただけであって、「失念」でも何でもなし。保険会社がそこまで露骨なおとぼけ・こじつけをすることは予想しなかっただけである。しかも、答弁書でも述べた通り、初めから相手方が代理して異議申立をしておれば、この点は明確に⁽¹²⁹⁾

対比して古い診断書は根拠にならないことを明記したであろうから、⁽¹³⁰⁾
そもそもあいおい側もこのようなどぼけたこじつけはできなかった
はずであるから、そもそも甲 10 自体の訂正など不要だったはずであ
る（3月24日の病院訪問時には相手方は自ら代理するつもりだった
ことも忘れてはならない。）

なお、乙13の第2項についても保険会社に2度とこのような露
骨なこじつけをできないよう（両手両足を縛るために）念のため確
認させたにすぎず、本来（乙7さえあれば）必須のものではない（そ
れすら理解していない点にも、申立人の無知さが現れている）。⁽¹³¹⁾⁽¹³²⁾⁽¹³³⁾

次に、相手方は「後遺障害診断書自体の中に等級についての医師
の意見を書かせよ。」などというバカなことを言ったことは一度もな
い。同診断書自体にも「後遺障害の等級は記入しないで下さい。」と
明記されており、そんなことは交通事件を担当している弁護士とし
ては常識（イロハ）であって、誤るはずもない。⁽¹³⁴⁾
相手方は初めから
一貫して、（自賠責保険後遺障害診断書自体の中に等級についての医
師の意見が書けないからこそ）「その等級についての医師の意見書が
あった方が良い」と言い続けてきたのである。⁽¹³⁵⁾
そのことは、初めての
面談時から相手方が「医師の意見書があった方が良い」旨言い続
けていたことを申立人自身が自白していること、及び相手方が本件
以前の自分の交通事故の件につき、「等級認定についての医師の意見
書」をもらって（「後遺障害診断書」ではなく）異議申立てをしてい
たこと（乙27の2）からも明々白々である。⁽¹³⁶⁾
また、申立人自身が甲
21の中で「意見書を頼めば書いて頂けるか聞いてみないと分かりま
せん。」と明記していて、「後遺障害診断書自体に書いてもらえと言
われたのにだめだった」などとは一言も書いてないことによっても、
このことは裏付けられる。⁽¹³⁷⁾
自分で勝手に誤解しておいて、今頃にな
⁽¹³⁸⁾
⁽¹³⁹⁾

ってこのようなこじつけの誹謗を行う点は、他の点と同じく申立人の得意技・十八番と言わざるを得ない。⁽¹⁴⁰⁾

更に、甲 21 により送信されてきた乙 7 の写と最終的に（郵送で）入手した乙 7 の写とは同一のものであった（5 月 16 日より後の甲 23 でも、「5 月 12 日に受け取りました」と記載されていて「5 月 16 日に追記してもらった」などということは一言も書かれていないことから、そのことは明白である）。⁽¹⁴¹⁾

また、この甲 23 でも再び申立人は病院側のミスを主張して怒りを顕わにしており、乙 8 も 3 ヶ月たってもなおその怒りを持続させていた明白な証拠であって、これで「病院に対して怒りを捨てられない」のが『言いがかり』などと良く言えたものである。この甲 23 に対して、相手方が「せっかく乙 7 まで書いてもらったのに、病院を怒らせてどうするのか？ 今後裁判の時にも協力は必要であり、今更資料欠落の点を衝いて攻撃するのは得策とは思えない。」旨申立人に電話で伝えたことも、申立人が不満に思って「自分で異議申立をする」と言い出した契機の 1 つになったと思われる。気に入らないと「自分でやる」と言うのが申立人の性癖であることは、平成 20 年 12 月 27 日以降の対応からも十分うかがわれる。⁽¹⁴²⁾

「自分でやる」と申立人自ら宣言し、相手方もあきらめてとりあえずやらせ（てみてダメだと分かったら気が変わるだろうと期待して、やらせ）ることにした以上、「外部との交渉をすべて申立人が行った」のも当たり前である。⁽¹⁴³⁾

またそもそも相手方が代理人として異議申立するなら、やり方・手続は分かっており、そのような初歩的な問い合わせを一々する必要もないのであり、相手方が「代理人としてやってあげる。後日の訴訟にも響くし、その方が良い。」と何度も申し向けたのに、申立人は最初のうちははっきり「依頼する」と

⁽¹⁴⁴⁾

は言わずに言葉を濁し、結局「自分でやる」と言って自分でやってしまったものである。

(148)

もちろん、相手方は「後遺障害診断書（そもそも後遺障害等級診断書ではない！）自体に等級（についての意見）を書いてもらえ」などと指示したことはないことは、既述の通りである。

(149)

(6) 同「(8)」について

全部でたらめという外はない。

「FAXではカラーが分からないので、カラーコピーして送って下さい。」と頼んだことはあるが、「激しいクレーム」などはありえない。

(150)

(7) 同「(9)」について

この日の時点ではまだ「相手方が代理人として異議申立をする」という提案をしていて、申立人からもはっきり拒否の返事は来ていない状態だったので、相手方としては当初から代理人として自ら申立をする予定で詳細な打ち合わせを予定していて、そのつもりで話も切り出している。だからこそ、「14等級についての既払金の明細」も出して欲しいと頼んだのである。初めから申立人本人にやらせる

(151)

(152)

つもりなら、そのようなものを要求するはずもないことから言っても、「全くやる気を見せず自分で申し立てるよう指示した」などというのがでたらめなことは、明々白々である。

(153)

ところが、答弁書で詳述したように、申立人は乙7が自分の期待した理想の内容になっていない点に拘り（本書面でも「圧迫骨折の部位」「荷重機能障害」が空欄になっていた旨等繰り返し不満を表明している点にも、そのことは明白に現れている）、相手方が「医師が認定しないことを無理矢理書かすのは無理だ」「乙7だけでも相当程度等級の繰り上げの可能性は十分ある」と説得しても納得せず、途

(155)

中からそのやりとりで相当時間を費やしたものである。そして最終的に相手方が代理して申立することを示して「当初申立人が紛争処理機構への調停申立をした際の申立書・添付資料を見せて欲しい」旨頼んでも、申立人は「検討する」と言っただけで帰ってしまい、後日「自分でやってみる」旨通知してきたのである。⁽¹⁵⁷⁾

そのために、この日の打ち合わせは 2 時間近くかかってしまい、次の約束のクライアント（君島さん）が来る時間（17 時。乙 4 の 3 参照）ぎりぎりまでかかったのであって、その後に申立人がヴェローチェに行ったのかもしれないが、甲 26 とも時間的に矛盾は全くない。

しかも、12 月 26 日については相手方が来なかったことにより、次の保険会社の人（日生の石川さん）まで来所して待っていたことを声高に主張している申立人が、この 6 月 11 日については「次のクライアントも来て待っていた」などとは一言も述べていないことから、「この日は相手方は少なくとも大幅には遅れてはいない」ことは明白であると言わざるをえない。⁽¹⁵⁹⁾

なぜなら、相手方が申立人主張のように「1 時間半以上遅れて、更には 1 時間弱打合せした」としたら、当然君島さんとの打ち合わせ時間に食い込んでしまい、申立人が（12 月 26 日の場合と同じように）その点を主張しないはずがないからである。更には、甲 25 の 4 ⁽¹⁶⁰⁾ を見ても、「遅刻」などという記載は全くないことからそのことは明白である。⁽¹⁶¹⁾

更に、甲 27 でも「0503」の日付の箇所で、病院に対しては怒りを顕わにして罵倒しているのにも拘らず、「0611」の日付の箇所では「相手方の遅刻」などとは全く書いておらず非難も一字もないことも、明白な証拠であると言わざるをえない。⁽¹⁶²⁾

なお、この日に「併合等級」の話などしていない。そのことは、
申立人が「併合等級」の件については「この6月11日より後に自ら
作成・提出した最初の異議申立書には書かずに、後に相手方から言
われて追完した」旨述べていることから明白である（6月11日に
言われたのなら、しかも「併合等級を書かない奴はバカだ」とまで
言われたというのなら、何故申立書に書かなかったのか、合理的説
明は不可能であろう）。ことほどさように、申立人の主張はすべて悪
意あるでっちあげ以外の何物でもない。

更には、申立人はこの頃の最後で相手方から「次回は被害者請求
相談をするから原本を揃えろ」の様なことを言われた旨口を滑らせ
ており、これはまさに相手方が「自ら申立人を代理して等級に対す
る異議申立と、これを前提とする不足分についての被害者請求をす
る」つもりで原本を揃えるよう指示したことの、明白な証左に外な
らない。「語るに落ちる」とはまさにこのことであり、結局申立人は
「被害者請求」の意味すら理解していなかったことも、ここで自ら
露呈したものに外ならない。

なお、申立人の背部の写真を見て「なんだこりゃ気持ち悪い」な
どと言うはずもなく、一体どこまででっちあげの中傷をするのかと
あきれ外はない。言ったというなら証拠を示せ！

(8) 同「(10)」について

第1に、乙10の1ないし5の送信を受けた際には、乙10の5の
異議申立書本体が全く説得力のない不十分なものだった上、等級変
更後の保険請求の主張も全くない（従って、最低でも2度手間にな
る）不十分なものだったので、「一部の訂正」等でどうにかなるもの
ではなく、結局相手方が代理して再度異議申立をしなければなら
ないと考えて、相手方はその余の乙10の1ないし4は細かく分析は

していない（新証拠の乙7と乙13・14の添付があるか否か確認したのみである）。よって、その時点では乙6まで添付してしまったことには気づかなかっただけである（既にその前から「乙6は却つて不利だ」と何度も申立人に教示していたこともあるし、更にはそ⁽¹⁷⁴⁾こまで申立人がバカだとは思っていなかったためでもある）。

第2に、その後電話で申立人から感想や訂正すべき点の確認を求められたので、一点だけ「併合等級」の点について忠告した（クレームではない！）にすぎない。⁽¹⁷⁵⁾

第3に、「等級認定についての異議申立」なのに、「等級についての意見を書かない」異議申立など、そもそも考えられないと言わざるをえない（それについて「違和感がある」などと述べている点にこそ、申立人の無知さが現れている。それも紛争処理機構への調停申立が思い通りに行かなかった原因の1つであろう。なお、申立人自身も一番最初の自らやった自賠責保険請求時には、「具体的な等級」を明記・主張しており、それでいて「違和感がある」などと良くも言えたものである。こういう点にも被告の主張がすべて後付け⁽¹⁷⁶⁾のでっちあげにすぎないことが、明白に現れていると言わざるを得ない）。⁽¹⁷⁷⁾⁽¹⁷⁸⁾⁽¹⁷⁹⁾⁽¹⁸⁰⁾

第4に、申立人自身、最初の自賠責保険請求時にもこの異議申立時（乙10の5）にも「5級の2」「7級の12」「9級の10」「11級の7」を主張しており、そのうち「5級の2」と「9級の10」は確かに「同系列」である（他に12級の13、14級の9も同じ）が、「7級の12」と「11級の7」は全く系列の違う後遺障害であって、併合による等級繰り上げは可能であることは言うまでもない。これを「誤った指示」などと述べること自体無知をさらけ出していることに外ならず、まして「わざと誤った指示をした」とか「答弁書の中では⁽¹⁸¹⁾⁽¹⁸²⁾⁽¹⁸³⁾

あえて触れずに黙っている」などという全く根拠のない誹謗・中傷⁽¹⁸⁴⁾
は、まさに申立人の主張全体の正体・本質（「全くのでっちあげ」又
は「思い込み・曲解」に基づく全くの根拠のない誹謗・中傷である
こと）を典型的かつ如実に示すものに外ならない。⁽¹⁸⁵⁾

(9) 同「(11)」について

「休日は5日前までに申告必要」などと事前はもちろん、これま
でに1度も聞いたことはない。

(10) 同「(12)」について⁽¹⁸⁶⁾

第1に、もし甲34が本件申立書作成時に真実存在していたなら、
面会日を「10月14日」などと間違えるはずがないことから言っ
ても、甲34は後からでっちあげたものとしか考えられない。⁽¹⁸⁷⁾

第2に、甲10は乙7により明白に変更・訂正されていることは既
述の通りであり、乙7を全く看過・無視して再び（乙7で訂正され
た）古い甲10に基づいた理由づけのみで却下したのが「こじつけ」
にすぎないことは明白である。⁽¹⁸⁸⁾

第3に、あいおい損保側は乙11の2において一方では「MR I 上、
第1・第2腰椎間の椎間板に信号異常…認める」旨の記載が認められ
ますが、としながら、他方では「腰椎の圧迫骨折を示唆する椎体の
輝度変化等は認められない」と述べているので、ここでいう「輝度
変化」は「第1・第2腰椎間の椎間板の信号異常」のことではない
と解する余地もあった（申立人の主張のように「T1・T2間信号
異常あり」のことだと気楽に断定はできない）ので、2度手間を避け
るために佐藤医師の意見を聞く前に、あいおい側の真の意図を確か
めさせたにすぎない。

第4に、乙11の2において、あいおい側は「神経系統の障害とし
て12級以上の評価ができるかどうかの問題となる」と前置きして、

それ以下の理由を述べている以上、「局部に頑固な神経症状を残す」等の神経系統の障害の存在を認める根拠となる他覚的症状の有無を問題としていることは明らかであるから、ここでは「腰椎の圧迫骨折を示唆する椎体の輝度変化等は認められない」という文言を使用はしているものの、「腰椎の圧迫骨折の存在」は「神経系統の障害」の必須条件ではない（圧迫骨折がなくても、その他の輝度変化等の他覚的症状があれば、十分認められる）ことからいっても、「一般的に椎体の輝度変化等はない」と言っている（「等」という文言を使用しているのもそのため。申立人が「圧迫骨折」と特に明記したので、その点を例示としてあげたにすぎない）と解する余地もあったので、その点の確認を求めたものである。⁽¹⁹⁰⁾

第5に、新座志木中央病院が「圧迫骨折を示唆する輝度変化がある」などという書面を書くはずがないことは、相手方も言われなくても分かり切っており、ただ上記のように「圧迫骨折の証拠にはならなくとも、少なくとも局部に頑固な神経症状を残すことを裏付ける他覚的症状には外ならない」と主張するつもりで、同病院に「他覚的症状としての輝度変化はある」旨の文書を書いてもらえるなら書いてもらうよう指示したものである。⁽¹⁹¹⁾

なお、「受傷から2ヶ月たったら分からなくなる」からといって、MRI上全く映っていないのに、「(もしかしたら2ヶ月前の事故直後には)あったかもしれない」と主張したところで、認定されるはずはないのであって、この「余談」もまた頓珍漢な主張と言わざるを得ない。

(11) 同「(13)」について

第1に、乙13及び乙14が相手方の指示・教示に基づいて医師からもらったものであることは、ここで申立人も明白に自白したこと⁽¹⁹²⁾

になる。

第 2 に、乙 24 のメールで申立人はこの乙 13・乙 14 はもちろん乙 7 までも「時間の無駄」「弁護士の努力のポーズ作出のためだけのもの」などと繰り返しこきおろしていた点からみても、乙 13 や乙 14 (だけでなく乙 7 すら) の価値・重要性に全く気づいていなかったことは明白で、今更自分で理解して努力して取得したかのような後付けの苦しい弁解をしても、手遅れである。また、乙 7 すらこきおろしている点からみて、乙 7 が自分の理想通りでないことに不満を抱き、病院への怒りや「それで仕方ない」とする相手方への不満をずっと有していたことも十分裏付けられるというべきである。

第 3 に、急性椎間板ヘルニアの治療(神経ブロック等)は準備等にも時間がかかり、ストレッチャーに乗せられてから長時間待たされたり(医師が他の治療や手術の合間にやるため、どれくらい待たされるかは予測もつかない)、ブロック注射後は足の力も抜けて 2 時間くらい立てない等もあって、動けるようになった時は既に待ち合わせ時間を少し過ぎてしまっていただけであり、「少なくとも 1 時間前に申立人へ連絡する」ことは不可能だったのである。

第 4 に、「申立人をまるでからかっているかのような行動」とは一体何のことか不明である。曲解・こじつけによる被害妄想以外の何物でもない。

(12) 同「(14)」について

第 1 に、相手方は初めから「損害保険事務所による級の認定は、裁判においてもかなり重視・尊重される」と明示して、だからこそ初めから「相手方が代理してやる」旨申し向けていたのであり、「受付を拒否する」ことなどありえない(既述のように、申立人の方で勝手に強行してしまったものに外ならない)。

(200)

第2に、相手方は「あいおい損保へ異議申立と同時に（自賠責保険不足分についての）被害者請求もやる」と言ったのであって、共済紛争処理機構への申請をするなどと言ったことはない。⁽²⁰¹⁾

第3に、ここでも申立人は「自ら異議申立をする」と言ったことを自白している（重要でない小さな点に拘り、重要な点はすべて見落とした上ですべて自分の思い通りの申立てをできない限り気が済まないというのが、申立人の常々の態度である）。⁽²⁰²⁾⁽²⁰³⁾

第4に、そもそも自らやった異議申立てが一蹴された（丙11の1ないし3）のも棚に上げ（気楽に忘失し）、そのため相手方が「後日の訴訟に対しても影響が大きいので、今度は私が代理してやる」と言ったにも拘らず、「あいおい損保宛の異議申立資料に新たな回答書を追加するだけであり、申立人がやればできそう。」などと安易に考えること自体に、申立人の無知・無理解、そして相手方の説明を全く聞こうとしない態度等も如実に現れていると言わざるをえない。⁽²⁰⁴⁾⁽²⁰⁵⁾
まさに、「故意又は重大な過失で（相手方による）事件等の処理を不能にした」ことは、この点からも明白であろう。⁽²⁰⁶⁾

第5に、この時点で「等級撤回率は16%と決して多くはない」などということを確認した話は全く聞いていない（仮に聞いていたとしても、やめることは考えなかったと思うが、少なくとももしその時そう言われれば、乙23のメールと同じことを答えたはずである）。⁽²⁰⁷⁾⁽²⁰⁸⁾

(13) 同「(15)」について

第1に、相手方はこの日は当然やっと起き上がった後に、自宅から申立人に電話しており、自宅の電話番号は教えてない上に、番号非通知にしている以上、甲40の2の16時10分の「非通知設定」とされている着信記録がまさに相手方がかけた電話の着信記録に外ならない。⁽²⁰⁹⁾

なお、同日は相手方はその後無理して事務所にまで行って、記録を確認してから（事務所から）再度申立人に電話して、「輝度変化についての病院回答書」（乙 14。FAXでは写りが悪かったので）、「領収書」「MRI画像」等の送付をお願いしているが、その着信記録が甲 40 の 2 の 18 時 45 分のもの（だから、これは事務所なので「正野」と表示されている）であり、その回答書が甲 41 である。

第 2 に、甲 41（＝乙 15 の 1）の文言・語調からみて、相手方がきちんと謝罪もし、「体調が悪かったこと」も説明し、その上で必要書類の提出等も依頼したことは明白であり、それ故に申立人もある程度怒りが収まったことも明々白々であることは、答弁書で詳述した通りである。

第 3 に、申立人が「根拠もなしに無闇に相手を誹謗・中傷するような人間である」ことは、乙 24 のような傍若無人なメールや本件申立書及び本件書面における各陳述から見てもむしろ明白であり、インターネットプロバイダ電話案内業でお客様からの罵倒に耐えているなどというのは、申し訳ないが到底信じられないと言わざるを得ない。

(14) 同「() 12 月 27 日 相手方のメール」について

第 1 に、乙 13 及び乙 14 において、佐藤医師は乙 7 のことを明確に「平成 20 年 4 月 17 日付」と明記しており、「平成 20 年 5 月 8 日付け」とは全く記載していない。この点であいおい損保の認定理由書の記述（「平成 20 年 5 月 8 日付け」と明記されていて、「4 月 17 日付」とはされていない）と明らかに食い違っていたので、別々に 2 つの診断書があっては困ると思い、念のため甲 42（＝乙 16）で問い合わせをしたにすぎない。この点は答弁書でも再度きちんと説明しているのに、なおもこれをもって「嫌がらせ」とか「怠慢だ」な

どと非難しているのも、お得意の「根拠のない誹謗・中傷」の典型に外ならない。

第2に、「わざと申立人を怒らせれば着し金を手に入れられる可能性がある」などという趣旨は全く理解不能である（全く逆であろう）。ここまで悪意極まる疑惑を抱く点にも、申立人の「根拠なしに無闇に相手を誹謗・中傷しがちな性癖・性格」が典型的に現れていると言わざるを得ない。

(15) 同「(16)」及び「(17)」について

第1に、相手方の携帯電話はもちろん、多くの友人・知人の携帯電話でも同様であるが、携帯電話へかけて相手が出ない場合も、直ちに（いきなり）留守番電話につながるわけではなく「留守番電話センターにつないでいます（のでしばらくお待ち下さい）」等の放送が流れてしばらくしてからセンターにつながるのが通常であり、その間に電話を切ってしまうと、留守番着信記録は残らないものである。従って、仮に甲40の2や甲44に着信記録がないとしても、そのためにすぎないと思われ（12月31日の1回目の着信記録がないのも同様）、これをもって「電話をかけていない」などと非難すること自体が異常である。甲40の2に残っている12月30日19時46分の記録は、恐らく相手方が切るのが少し遅れてセンターにつながった直後に切れたものと思われる。

第2に、翌日の12月31日にも電話してきちんと話している以上、この12月30日に限ってわざわざ無言電話などする理由もない（相手方はそれほど暇でもない！）。

ここにも「（一旦怒りを覚えた相手に対しては）正当な根拠もなくとことん誹謗・中傷を行う」申立人の性格が典型的に現れていると言わざるを得ない。

第3に、12月31日の電話の際に、「昨日はガチャ切りした」などという非難は受けておらず、乙20のメールで初めてその旨の根拠のない誹謗を受けてあきれてしまい、言い訳するのもバカらしくて^{□□□}
乙21ではその点をあえて見ないフリをただけである。

第4に、わざと怒らせて解任させたら、本件のように「着し金を返せ」などと言われて紛争になるのも当然予想がつくことであり、そんなことをわざとやるはずもないことは、改めて言う必要もない^{□□□}
であろう。

第5に、ここまで詳述してきたことから明らかなように、「代行約束の破棄」「外部交渉の直前キャンセル」「依頼者への罵倒・嫌がらせ」などは一切存在せず、「無連絡での遅刻・欠席の繰り返し」なども存在しない。^{□□□}

(16) 同「結論」について

1) 同「(1)」について

脊柱間狭窄症については3月26日の手術により治っており（医師も「それは完治した」とし、10月後半以降の症状は「腰椎椎間板ヘルニアの再発だ」としている。現に、痛み・しびれの部位も左・右逆であり、別の場所である）、その後10月20日すぎまでは何の問題もなかった以上、「受任に支障をきたすもの」とは言えない。^{□□□}

更に、最終的に異議申立ても何度も相手方が代理してやる旨申し向けても、申立人がこれを拒否し続けてついには自分で断行してしまい（乙15の1ないし乙24）、更には乙24のような傍若無人なメールをよこして信頼関係をぶち壊したのが委任解除に至った理由であり、「相手方の病気による業務遂行不能」が理由でない^{□□□}
以上、このような非難が全く的外れなことも明々白々である。

2) 同「(2) ないし (5)」についても、すべて事実無根であることは、これまで詳述してきたことから一目瞭然である。^{□□□}

3) 同「(6)」について

既述のように申立人は 1 回目も「自分でやる」と言って自ら異議申立をしてしまったのであり、それを却下したあいおい損保の回答(乙 11 の 1 ないし 3)に対しての再度の異議申立についても、相手方に委せることにしたのは 12 月に入ってからであることも、申立人自身が自白している(本件平成 21 年 3 月 21 日付書面の 19 頁(14)の冒頭)。^{□□□}よって、相手方が代理して異議申立をするために、それ以前に申立人自身が行った紛争処理機構への調停申立書が手元にあるか否かを確認したのも、その平成 20 年 12 月半ば以降となったのは当たり前であり、「十分な期間などなかった」ことも明白である。^{□□□}

4) 同「(7)」について

このようなこじつけ・曲解に基づく全く根拠のない理由で懲戒申立等をするなら、相手方としても不法行為による損害賠償請求訴訟等で対抗せざるをえないことを、はっきりと指摘しておく。^{□□□}

以上

追記 まともな異議申立書が出せなければ、等級上昇の蓋然性が下がり、訴訟での(請求額・)認容額も下がることは必至で、当然その分相手方の報酬額も下がることを考えれば、相手方がわざと事務処理を拒否したり、代理して異議申立をすることを自らやめたりするはずがない、ということも容易に理解できるはずである。^{□□□}